

現職者共通研修 事例検討会 要綱

福島県作業療法士会では以下のように「現職者共通研修事例検討会」を開催し、受講登録を行います。

- 座長の進行の下受講者が発表および質問をする 90 分の事例検討会とします。
- 発表報告する事例は発表者自身が担当し、作業療法の評価・実践を行った 1 事例(シングルケース)となります。
- 1 人あたり発表 7 分以上、質疑応答 10 分以上とします。
※発表事例数に応じて変更の可能性あり
- 発表者は抄録を作成し、研修日より 1 週間前を目安に提出してください。
※後日連絡あり
- 発表当日は PowerPoint を使用しての発表を原則とします。
- 9) 事例検討と 10) 事例報告を同時刻で受講することはできません。
- 事例報告を行う際はなるべく職場の先輩等に依頼して相談・指導を受けるようにして下さい。

1. 事例検討会の目的

- 1) 作業療法における事例検討、事例報告の重要性を理解する。
- 2) 事例検討を通して
 - ①事例報告の様式を知る。
 - ②事例報告を視聴し、その内容を共有する。
 - ③作業療法の展開がクライアントの作業および生活を焦点としていることを理解する。
 - ④事例検討について倫理的配慮を知る。
- 3) 事例報告を通して
 - ①事例報告の過程を知り、発表する。
 - ②まとめ方、資料作成、発表の仕方を学ぶ。
 - ③倫理的配慮に基づき発表する。
- 4) 質疑応答の仕方を学ぶ。

2. 提出する資料について

* 発表同意書の提出は不要ですが書面での承諾と、個人が特定できない等倫理的配慮をしてください。

* 抄録は下記を参考に作成してください。

- 1) はじめに（倫理的配慮に関する一文を含む）

事例報告の目的を述べる。報告の目的に沿って論点を絞り報告内容の要旨（アウトライン）を示す。どのような対象者に対し、どのような方法を用いて、どのような結果に至ったのかをおさえて記述すると分かりやすい介入が長期間に渡る場合は一定期間に限定して報告する。種々の問題に介入した場合は標的問題を中心に報告する。

2) 事例紹介

年齢、疾患名、既往歴、現病歴、作業療法の対象となるまでの経緯、社会的背景など対象者の作業療法方針に関連する個人因子と環境因子について述べる。

3) 作業療法評価

対象者の標的問題を中心とした評価（利点、問題点、予後予測）を述べ、特に報告の目的に関わる主要な問題点などに関して記載する。

4) 介入の基本方針

目標あるいは目標達成のための介入をどのような方針で進めたのか具体的に述べる。作業活動（実施課題）、実施頻度（1回時間、週あたりの回数など）、実施期間など、作業療法士が「何を手段として」「どのように」関わったのかが判るように記述する。

5) 介入経過

ここで必要な内容は「どのような支援（介入）経過で」「どのような変化が得られたのか」を記述する。経過が長い、あるいは介入項目が多い場合は、期間をいくつかの「期」に分け、介入項目ごとに整理するなどして聴講者に伝わりやすい表現を工夫する。例えば「離床拡大を図った時期、麻痺手の機能訓練を行なった時期、調理訓練を行なった時期」といった対象者の変化や介入プログラムに分けて記載する方法がある。事例に変化を与えたとされる主要な介入方法は詳細に述べる。プログラムの変更があった場合にはその理由を述べ、予期せぬ変化等についても記述する。

6) 結果

介入の基本方針、作業療法実施計画、介入経過との整合性を勘案し、介入によって得られた評価指標（数値）の変化、あるいは作業療法の介入によって生じた対象者の生活（行動）上の変化などを具体的に記述する。

7) 考察

「結果」で述べた対象者の変化に関する解釈を記述する。作業療法介入は対象者の標的問題にどのような変化（効果）をもたらしたのか、あるいはもたらさなかったのか、そしてそれらはどのような理由に依るものか等を、利用した評価指標の変化との関連から考察する。